

令和3年度第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議要旨

令和3年8月
(書面開催)

報告事項

1. 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議について

- 山梨県障害者幸住条例は、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」) 7条、8条、そして17条を受けて、37条に、「山梨県障害者差別解消地域協議会」(以下、「協議会」)を組織することを定めています。協議会の目的は、相談業務を円滑に進めるための指導又は助言、その他障害を理由とする差別を解消するための取組を行い、共生社会を構築するための施策の推進に寄与することです。協議会の設置にあたり、「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議設置要綱」(以下、「設置要綱」)を作成しました。
- 協議会の業務内容は、「合理的配慮に関する情報の共有」、「合理的配慮に向けた取組の検討」、「困難事案への対応にかかる協議調整」の3点です。協議会の委員は、設置要綱の4条に示す団体(「別表『障害者差別解消支援ネットワーク会議 構成団体』」)の推薦を受けた方々です。協議会における情報の共有として、「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議 ネットワーク通信」を発行しています。
- 協議会は年2回の開催を予定しており、次回は、来年2月を予定しております。開催方式等につきましては、新型コロナウイルスのまん延状況等を見極め検討することとし、改めてご連絡いたします。
- 「障害者差別解消法」については、本年6月に一部改正され、事業者の「社会的障壁除去についての必要かつ合理的な配慮の提供」が「努力義務」から「義務」に変わります。法律は、改正から3年以内に施行されることとなっておりますが、施行日は未定です。今後、国から施行日や指針等が示される予定ですので、改めてご報告いたします。

2. 令和2年度障害を理由とする差別の解消に関わる取組等について

- 令和2年度も、県や市町村、関係機関が、障害を理由とする差別の解消に関わる取組を推進しました。(障害者差別解消法等の周知、「障害者週間」の取組、「バリアフリー宣言事業所」の登録、「やまなし思いやりパーキング制度」、「やまなし思いやりマップ」の取組 他)

- 山梨県では、福祉保健部障害福祉課に障害者差別解消推進員 2 名を配置し、各市町村には障害者差別地域相談員を委嘱しています。令和 2 年度は、全市町村から 44 人の地域相談員の推薦をいただき委嘱状を交付させていただきました。(令和 3 年度全市町村に 43 名配置)

- 令和 2 年度の障害を理由とする差別の相談件数は 71 件でした。受付時において、不当な差別の訴えに関わる相談は 25 件で、例年と同じ水準でした。合理的な配慮に関わる相談は 46 件で過去最高でした。不当な差別に関わる相談よりも、合理的配慮に関わる相談件数のほうが多かったです。このほか、「障害者差別に関わる相談」として受理しましたが、傾聴事案として対応したもの、及び不当な差別や合理的配慮の提供に関わる相談として類型しなかった事例が、障害者差別地域相談員、障害者差別解消推進員、併せて 65 件ありました。相談分野別の相談件数は、行政 30 件、労働 12 件、サービス 10 件、公共交通 9 件の順に相談が寄せられ、当事者が 7 割以上を占めていました。ほとんどが、当事者が日常的・直接的に関係が深い分野に対する相談でした。

- 令和 2 年度の相談状況で見られた特徴と不当な差別の訴えの相談事例の一部、合理的配慮の相談事例の一部については、別添資料のとおりです。